

令和2年7月7日
厚生労働省
消費者庁
農林水産省

令和2年7月3日からの大雨に係る食品表示法に基づく 食品表示基準の運用について

厚生労働省は、災害救助法の適用を受けた被災地において、消費者庁及び農林水産省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を令和2年7月7日に関係機関に通知しました。

なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象となります。

<添付資料>

- ・令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

お問い合わせ先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

担当者：伊藤、久下

代表：03-5253-1111（内線 2359）

消費者庁表示対策課

担当者：宮本、伊藤

代表：03-3507-8800（内線 2612）

ダイヤルイン：03-3507-9144

農林水産省消費・安全局

消費者行政・食育課

担当者：福田、加藤

TEL：03-3502-8111（内線 4630）

直通：03-6744-1703